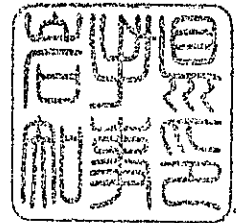


水 振 第 1 2 4 号
令和 7 年 4 月 24 日

岩手県内水面漁場管理委員会
会長 佐 藤 由 也 様

岩手県知事 達 増 拓 也



内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効
期間の短縮について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 32 条第 1 項第 2 号及び
第 3 号に係る採捕の許可について、次のとおり許可の有効期間を短縮したいので、
同条第 5 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 許可の有効期間

(1) 小型定置網（たが網を含む。）

許可の日から令和 7 年 11 月 30 日まで

(2) 刺し網（複合式刺し網を除く。）

許可の日から令和 8 年 4 月 30 日まで

2 理由

漁業権が設定されていない北上川本流域において、小型定置網（たが網を含
む。）及び刺し網（複合式刺し網を除く。）の採捕許可をしているが、放流等の
増殖が行われていないことから、漁場行使の実態及び資源動向等を単年度ごと
に的確に把握し、適正な漁場管理に努めるため、許可の有効期間を短縮する必
要がある。



農林水産部水産振興課
漁業調整担当（阿部）
TEL：019-629-5806
FAX：019-629-5824